

管内状況図(足立区・荒川区)



足立労働基準監督署
足立区千住旭町4-2-1
足立地方合同庁舎4階

「労災かくし」は、
犯罪です！



事業者は、労働災害等により労働者が死亡又は休業した場合には、遅滞なく、**労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません。**
労働者が労働災害により負傷した場合などには、休業補償給付などの労災保険給付の請求を労働基準監督署長あて行ってください。(休業3日までは、使用者が労働者に対し、休業補償を行わなければならないことになっています。)



総合労働
相談コーナー

安全衛生

労働基準

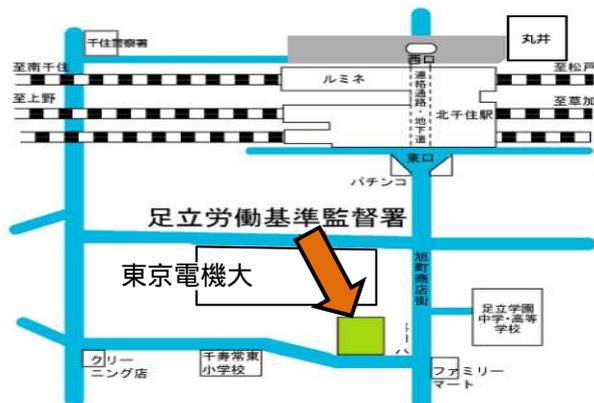
労災保険

窓口案内

TEL: 03-3882-1187
FAX: 03-3879-0731

入口

窓口(部門名)	業務内容
方面(労働基準)	[労働基準に係る業務全般] 労働基準法・労働安全衛生法等に基づく監督指導、36協定・就業規則等労働基準法関係各種報告・届出の受付、監督関係の許・認可事務、労働相談など
安全衛生課	[安全衛生に係る業務全般] 足場・建設工事の計画届の受付・審査、ボイラー、クレーン等特定機械の検査、労働者死傷病報告・各種健康診断結果報告等安全衛生に係る報告受付など
労災課	[労災補償に係る業務全般][労働保険の加入手続き、保険料の申告・納付] 労災保険給付、各種労災年金の定期報告の受付、石綿救済法に係る業務など
総合労働相談コーナー	解雇、配置転換、雇止め、労働条件の不利益変更等の労働条件、その他労働問題(募集・採用、退職勧奨、自己都合退職、いじめ・嫌がらせ等)に係る各種相談



JR、東武伊勢崎線、地下鉄日比谷線、千代田線、つくばエクスプレス「北千住駅」東口から徒歩5分

来署される皆様へ (監督署のご利用案内)



私たちの取り組み

健康で安心して働ける職場をめざして、労働災害の防止、労働条件の確保・改善に取り組んでいます。
また、業務上災害又は通勤災害により、労働者が負傷した場合等について、被災労働者などに対する保険給付などを行っています。



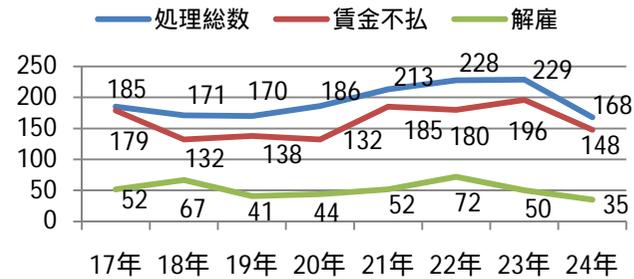
足立労働基準監督署

労働基準関係

労働基準関係の主な報告・届出は以下の通りです。その他については、方面(労働基準関係部署)までお問い合わせください。

手続名	手続の概要
適用事業報告	労働基準法の適用事業となったとき(業種を問わず、労働者を使用するに至ったとき)報告が必要です。
時間外労働・休日労働に関する協定届(各事業場単位による届出)	残業や休日労働を予定するとき、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者との書面による協定を締結した場合には報告が必要です。 (届出により、当該協定の範囲で法定労働時間を延長し、又は、休日に労働させることができる制度です。)
就業規則(変更)届	常時10人以上の労働者を使用する使用者が、就業規則を作成(変更)したとき、届出が必要です。

足立署・申告受理件数の推移



足立署・労働相談件数の推移



「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることを行い、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ります。

安全衛生関係

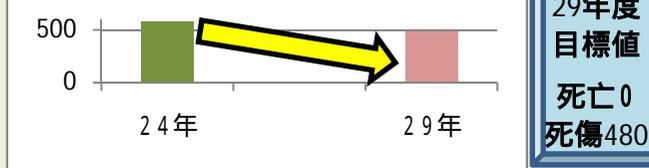
安全衛生関係の主な報告等は以下の通りです。その他については、安全衛生課までお問い合わせください。

様式名	届出(報告)が必要な場合	提出期限
労働者死傷病報告(様式23・24号)	労働者が労働災害等により被災し、休業を伴う場合は、所轄労働基準監督署長へ労働者死傷病報告の提出が必要となります。 休業4日以上の場合は様式23号、休業4日未満の場合はこの様式24号にて四半期ごとすることとなります。	様式23号 …遅滞なく 様式24号 …1~3月分→4月末(以下同様)
建設物 機械等 設置・移転・変更届(様式20号)	事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合で、当該事業場に係る建設物若しくは機械等を設置等する場合、又は足場、型枠支保工や衛生設備等を設置等する場合	当該工事開始日の30日前まで
建設工事等計画届(様式21号)	高さ31メートルを超える建築物等の建設等の仕事、掘削の高さ又は深さが10メートル以上である地山の掘削作業等を行う場合	当該工事開始日の14日前まで
総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者及び産業医の選任報告(様式3号)	総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者及び産業医の選任は、その選任すべき事由が発生したとき(それぞれの管理者は業種と労働者数により選任義務が定まっています。なお、衛生管理者、産業医は業種に係る労働者数50名以上)	選任すべき事由が発生した日から14日以内
定期健康診断結果報告(様式6号)	定期健康診断を行ったとき(毎年定期に行う労働者数50名以上の場合に報告の必要あり)	健診を行ったとき遅滞なく
有機溶剤健康診断結果報告(有機則様式3号の2)	有機溶剤業務従事者が有機則に係る健康診断を行ったとき(毎年半年以内に行う必要あり)	健診を行ったとき遅滞なく

様式…労働安全衛生規則関係様式

参考:足立署版第12次労働災害防止計画(25~29年度)

1. 死亡災害、死傷災害の着実な減少



2. 労働者の健康確保対策の充実及び快適職場の形成の促進(過労死・メンタル対策強化、腰痛等の減少)

労災保険関係

労災保険関係の主な報告・請求手続は以下の通りです。その他については、労災課までお問い合わせください。

書類名	手続の概要	期限
労働保険関係成立届	労災保険・雇用保険の適用事業が開始されたときなど	保険関係成立後10日以内
名称・所在地変更届	事業の名称・所在地に変更があったとき、又は事業の業種の変更があったときなど	変更後10日以内
一括有期事業開始届	一括有期事業を開始したとき	翌月10日まで

被災者が請求される場合の主な手続

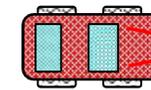
療養[補償]給付たる療養の給付請求書	労災指定病院等で治療を受けた場合、病院等経由で所轄の労働基準監督署へ 労災指定病院等以外で治療を受けた場合、所轄の労働基準監督署へ	遅滞なく その都度(2年以内)
休業[補償]給付支給請求書/休業特別支給金支給申請書	労働災害による休業を4日以上する場合において、休業[補償]給付、休業特別支給金を請求するとき	その都度(2年以内)
障害[補償]給付支給請求書	傷病が治りつて障害が残った場合(障害等級1~14級)	傷病治癒後(5年以内)

労災保険

業務災害(仕事によるもの)

労働災害に健康保険は使えません。

通勤災害(通勤によるもの)



通勤災害にも気を付けましょう!